

# 被扶養者認定 Q&A

—雇用保険失業給付の収入について—



私の妻は会社退職後、無職無収入となったため、被扶養者となっております。現在、ハローワークにおいて就職活動を行っておりますが、再就職先が見つからない状態であり、この度、失業給付を受給することとなりました。

ハローワークで交付された『雇用保険受給資格者証』の内容によると、失業給付手当日額は3,650円で、給付日数は90日となっております。

このため、失業給付の総収入額の概算を行ったところ、《3,650円×90日=328,500円》となり、被扶養者認定限度額の130万円未満となりました。

このような場合、このまま被扶養者として、認定を受け続けることはできますか？



失業給付にあつては、収入年額ではなく、『手当の日額』により、被扶養者認定の可否を判断いたします。

日額による認定限度額は、次の計算式により算定いたします。

$$\langle 130 \text{万円} \div 360 \text{日} (30 \text{日} \times 12 \text{ヵ月}) \rangle \approx 3611.1111 \text{円}$$

このことから、手当の日額が、3,612円未満の場合は継続認定が可能となりますが、ご質問の場合、手当日額が3,650円のため、被扶養者の継続認定はできないこととなります。

## 組合員の皆さん全員に お配りしています

本年は、地方公務員共済組合の年金に係る財政再計算を行う年となっております。

財政再計算は、「総務大臣の定める算定方法」により、保険料率の計算などを行い、その結果に基づいて、保険料率の変更が行われます。

また、平成27年10月からは「被用者年金の一元化」が開始され、共済年金は厚生年金に統一され、年金制度体系や様々な制度等（標準報酬制の導入など）が変更となります。これらの改正等について理解を図るため、「財政再計算の結果及び新掛金率について」及び「年金財政の現況」の冊子を9月初旬に所属所を通して組合員の皆さん全員にお配りしています。



## 平成26年度 職員採用試験の ご案内

共済ニュースすこやか7月号（前号）でお知らせしましたとおり、本年度におきまして平成27年4月1日採用予定者にかかる職員採用試験を行います。

受験資格・受験手続（「受験案内」及び「受験申込書」等の取得方法）・受付期間等の詳細につきましては、本年7月15日より奈良県市町村職員共済組合公式ホームページ（<http://www.kyosai-nara.jp/>）に掲載しておりますことをご案内申し上げます。

受験申込受付期間

平成26年9月25日(木)

～平成26年10月24日(金)

お問い合わせ先

奈良県市町村職員共済組合 総務課

☎0744-29-8261